

## 令和4年第2回訓子府町議会臨時会会議録

### ○議事日程

令和4年7月11日（月曜日） 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第40号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）について

○出席議員（10名）

1番 余 湖 龍 三 君  
3番 山 田 日出夫 君  
5番 西 山 由美子 君  
7番 泉 愉 美 君  
9番 工 藤 弘 喜 君

2番 西 森 信 夫 君  
4番 仁 木 義 人 君  
6番 須 河 徹 君  
8番 谷 口 武 彦 君  
10番 河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
企 画 財 政 課 業 務 監	本 庄 朋 美 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福 祉 保 健 課 長 補 佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	荒 沢 直 樹 君
建 設 課 業 務 監	河 端 健 君
上 下 水 道 課 長	森 田 繁 光 君
会 計 管 理 者	渡 辺 克 人 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開会の宣言

○議長（須河 徹君） 皆さま、ご苦労さまです。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和4年第2回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） 西森議会運営委員会委員長から本日の議会運営について報告いただきます。

○議会運営委員長（西森信夫君） おはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、令和4年第2回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は3件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告がありますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症対応としましては、本臨時会においても、マスク着用、手指消毒など、感染防止のため、引き続き、取り組むことといたしました。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願いを申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、森下選挙管理委員会委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（石岡宏造君） 本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が3件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、7番、泉愉美君、8番、谷口武彦君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

ここで、議場の皆さん、議員、説明員の皆さまに申し上げます。事前に皆さまにお知らせしてありますとおり議場においてもナチュラルビズスタイルの実施ということになりますので、9月30日までの間、ノーネクタイ、また上着の着用は自由ということで進めてまいりたいので、よろしく願いいたします。どうぞ上着を脱いでいただいても結構であります。

◎行政報告

○議長（須河 徹君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長から行政報告のお許しをいただきましたが、先に本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第2回の臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

昨日、7月10日、参議院議員通常選挙が行われ、結果が判明いたしました。いずれの政党当選議員におかれましても公約を大切に国民生活に寄り添った政治を行っていただくとともに、本町においては、2度にわたる災害復旧への支援に力を発揮していただくことを願い、今後もさらなる支援等について、要請していく覚悟でございます。

本臨時会については、後ほど行政報告をさせていただきます。6月18日、19日および7月4日に発生しました降ひょうと大雨被害の案件が中心となっております。まずは本臨時町議会に提案しております議案などの概要を申し述べまして理解を賜りたいと存じます。

はじめに、一般会計の予算補正でございます。

補正内容としましては、6月18日、19日および7月4日に発生しました降ひょう、大雨被害に対応する事業費と地域農業の担い手経営を継承した後継者の支援のための経営

継承・発展支援事業を新たに追加させていただくものでございます。

まず、歳入では、災害対応として農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金と農業用施設災害復旧費補助金の道支出金の計上。

過疎債として、農業水路長寿命化・防災減災事業債を農林水産業債で補助災として農業用施設補助災害復旧事業債を計上。

そのほか、諸収入で経営継承・発展支援事業補助金を財源調整として財政調整基金繰入金を計上させていただいております。

歳出では、まず、農業費で、農業経営確立事業において、災害復旧支援として、農地災害復旧助成事業補助金と降ひょう被害土づくり対策支援事業補助金を追加。

経営継承支援策として、経営継承・発展支援事業補助金の追加。

農業基盤整備事業に農業水路等長寿命化・防災減災事業として、設計委託費と工事請負費などを追加。

災害復旧費として、農業用施設災害復旧事業で、同様に設計委託費と工事請負費などの追加を提案させていただいております。

次に、専決処分の承認について。

令和4年6月16日と令和4年6月22日に地方自治法第179条第1項の規定によりまして、一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

以上、議案3件の詳細につきましては、担当課長等から説明をさせていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、第2回の臨時町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配布させていただいております行政報告を申し上げます。

降ひょう、大雨の被害についてでございます。

6月18日、19日および7月4日に短時間で局地的に降ったひょう、大雨に伴う町内の被害状況、町の対応等について、ご報告いたします。

6月18日、14時20分ごろに高園、柏丘、日出地区を中心に、また、17時ごろには、穂波、日出、実郷、大谷地区を中心に降ひょう被害があり、あわせて短時間の激しい降雨に見舞われました。翌19日には、北海道開発局河川管理の訓子府観測所で15時20分から16時10分までの50分間に46ミリの雨が降るといった本町では経験のないような短時間で集中的な大雨被害となりました。

主な被害の状況としては、まず道路・河川施設では、雨水による道路洗堀、土砂流出、土砂堆積、路面・法面の崩壊など合計38か所、河川については、コンクリートブロックの崩壊、連結ブロックの損壊、積みブロックの洗堀・倒壊や越水により畑に雨水が混入するなど、合計17か所の被害となっているところでございます。

農業関係では、きたみらい農業協同組合の6月23日現在の調査で、作物被害としては、降ひょうによる玉ネギの被害が約932haと最も大きく、次いで馬鈴しょ約51ha、直播てん菜約49haなど、被害総面積は約1,080haとなっております。農地の被害は、表土流亡の42haなど、被災面積は約60haとなっており、治山施設も6か所の被災と大きな爪痕が残されることになりました。

町では、18日には主に農地被害を、19日は全ての被害調査を行いながら、危険路線

の通行止め等を実施し、翌20日、21日に直営による応急復旧を行い、生活道路の通行を確保しているところでございます。

また、19日、20日には北海道議会議員、北海道、北海道開発局、きたみらい農業協同組合など関係機関を招へいし、被災地の視察を実施、復旧に向けて強く協力を求めたところでございます。

また、7月4日にも同様に局地的な短時間豪雨が発生し、北海道開発局河川管理の訓子府観測所で13時から15時の2時間で33ミリの大雨による被害が発生しました。

主に川南地区の被害が多く、道路洗堀、土砂流出、土砂堆積、路肩の崩壊など合計21か所、河川で3か所、被害が発生しております。

また、降ひょう被害も同様に発生しており、作物の被害も出ている状況でございます。町では同様に、早急にパトロール班により被害状況を確認し応急対応を進め、翌5日には、再度、北海道議会議員、北海道、北海道開発局、きたみらい農業協同組合など関係機関を招へいし、被災地の視察を実施、あらためて復旧に向けて強く協力を求めたところでございます。

後ほど詳細は説明させていただきますが、応急復旧にかかる小規模事業費については補正予算を専決させていただき、早急に着工させていただくとともに、本臨時会において各災害復旧工事と農業支援策等の補正予算を提案させていただいており、町議会議員の皆さまをはじめ、各関係機関のご協力をいただきながら早期の復旧を図ってまいりたいと思っております。

以上、降ひょう、大雨の被害の行政報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ただいまの行政報告について、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 以上をもって、行政報告を終了いたします。

#### ◎議案第41号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第4、議案第41号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書8ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の8ページをお開きください。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

今回の予算の専決処分は、国が実施する「子育て世帯生活支援特別給付金」に北海道が1万円上乗せをする事業を実施することから6月以降に合わせて支給を行うため専決処分したものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和4年度訓子府町一般

会計補正予算（第4号）の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ49億2,057万7千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、内容については、11ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思います。

それでは先に歳出になります。

下の表の3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子育て世帯生活支援特別給付金事業では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、対象となる児童1人につき国が行う5万円の給付金事業に、北海道が行う事業の1万円を上乗せし、合わせて6万円を支給するものでございます。

対象児童につきましては、令和4年度6月第2回定例議会補正予算で説明いたしました「子育て世帯生活支援特別給付金事業」と同じ、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者。そのほか、令和4年3月31日時点で18歳未満の子、障がい児につきましては20歳未満の子および令和5年2月末までに生まれる新生児の養育者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者または感染症の影響を受けて家計が急変し住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者でございます。

対象者につきましても同数の32名分としまして、負担金、補助及び交付金32万円を追加。

次に、歳入になります。

上の表の15款、2項、2目、民生費道補助金では、子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金として歳出同額の32万円を計上。

以上、専決処分承認を求める内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

5番、西山議員。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。1点だけお伺いします。

これ児童数32名ということですけども、世帯数がどのくらいあるのか。お願ひいたします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 世帯数のご質問でございました。こちら令和3年度に実施しました事業で算出、国の資料をもとに算出させていただいております。先ほど企画財政課長が言いましたように、対象者は32名分ということでございますけども、令和3年度の実績で給付人数が41人に対して8割分の32名という予算を今回計上させていただ

いておりまして、令和3年度の実績では21世帯ございました。今回のご質問で世帯数ということですけども、それ同様の世帯と見込んでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案が原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第42号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第5、議案第42号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書12ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の12ページをお開きください。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の予算の専決処分は、6月18日、19日の豪雨により多数の被災した箇所を速やかに復旧する必要があったことから専決処分したものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,815万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ49億5,872万7千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これにつきましてはご覧をいただくこととし、内容については、15ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条では、地方債の補正について定めております。

14ページの下段の第2表の地方債補正をご覧いただきたいと思っております。

起債の目的は、公共土木施設単独災害復旧事業であります。限度額は1,160万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

ここで、18ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧くださいと思います。右端の下から3行目にありますように、令和4年度末の現在高見込額は51億4,736万8千円となっております。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思います。

それでは、16ページの歳出になります。

6款、1項、5目、農業基盤整備事業費の事業区分、農業水路等長寿命化・防災減災事業の委託料では、新井山川の改修工事にかかる調査設計経費で、調査延長は80mとなり、長寿命化・防災減災事業設計業務としまして300万円を計上。

その下の表の12款、1項、1目、道路災害復旧費の事業区分、道路災害復旧事業では、西26号線ほか被災した町道の復旧を行うものでございます。

使用料及び賃借料では、舗装道堆積土砂撤去および砂利道洗堀箇所の復旧にかかる車両を借り上げるため505万円を計上。

工事請負費では、被災箇所のうちの単独災害の起債に該当する7か所の道路にかかる公共土木施設災害復旧工事として550万円を計上。

原材料費では、被災箇所を補修する砕石等を購入することから600万円を計上。

2目、河川災害復旧費の事業区分、河川災害復旧事業では、川北排水川ほか被災した普通河川の復旧をするものでございます。

使用料及び賃借料では、土砂が堆積した河川の土砂上げ等に使用する車両借り上げのため650万円を計上。

工事請負費では、被災箇所のうちの単独災害の起債該当になる7か所の河川にかかる河川災害復旧工事としまして610万円を計上。

原材料費では、大型土のう袋ほか河川補修用原材料として300万円を計上。

次のページの、12款、2項、1目、農業用施設災害復旧費の事業区分、農業用施設災害復旧事業の委託料では、西訓川の災害復旧事業に関する調査設計経費で、調査設計延長は150mになります。災害復旧事業調査設計業務として300万円を計上。

なお、道路および河川のそれぞれの災害箇所につきましては、別に配布の一般会計補正予算に係る投資的事業箇所図の道路および河川をご覧くださいと思います。

次に、15ページに戻りまして、歳入になります。

18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整として2,655万円の追加。

その下の表の、21款、1項、8目、災害復旧債では、公共土木施設にかかる単独災害復旧事業に対する起債で、道路災害復旧工事550万円、河川災害復旧工事610万円で合計1,160万円を計上。

最後に、別に配布の資料3の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧くださいと思います。今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように39億196万8千円となっております。

資料4につきましては、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますが、

後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第40号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第6、議案第40号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第40号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算（第6号）の説明をいたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,060万3千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ50億4,933万円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧をいただくこととし、内容については、3ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条は、地方債の補正について定めております。

2ページの下段の第2表 地方債補正をご覧いただきたいと思います。二つの事業の起債の追加となります。

それぞれの起債の目的ですが、農業水路等長寿命化・防災減災事業と農業用施設補助災害復旧事業であります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

ここで、7ページにございます地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思います。右端の下から3行目にありますように、令和4年度末の現在高見込額は51億5,986万8千円となっております。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、

歳入の説明をさせていただきたいと思います。

それでは、5ページの歳出になります。

6款、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金では、農地災害復旧助成事業補助金で1千万円を計上。

主な補助内容等でございますけれども、6月18日、19日以降の集中豪雨の影響により著しい被害を受けた被災農地等の復旧事業費の一部を助成することにより、被災農業者等の経営の安定化を図ることを目的とするもので、対象者につきましては、税抜き40万円以上の復旧事業を実施する町内在住で農業を営む個人または法人でございます。

町内の農地を対象としまして、補助率につきましては、税抜き事業費の3分の1以内。ただし、補助金の上限は100万円でございます。

次に、降ひょう被害土づくり対策支援事業補助金で1千万円を計上。

主な補助内容等でございますけれども、こちらも6月18日、19日以降の降ひょう被害で廃耕になったほ場の土づくりに対する支援を目的としまして、播種する緑肥種子購入経費に対する助成をするもので、対象者は、当該事業を実施する町内在住で農業を営む個人または法人でございます。

町内の農地を対象としまして、補助率につきましては、緑肥種子を購入し播種した面積に対して、10a当たり2千円で1回分のみとなります。合わせまして2千万円の計上となっております。

事業区分、経営継承・発展支援事業の負担金、補助及び交付金では、地域農業の担い手の経営を継承した後継者による経営を発展させる取り組みを国と町が一体となり支援するもので、補助対象者は、令和3年1月1日以降に経営を継承した後継者となります。

補助上限は100万円を国と町が2分の1ずつ負担し、町は間接事業主体となっております。対象者につきましては11名分を見込みまして、経営継承・発展支援事業補助金1,100万円を計上。

5目、農業基盤整備事業費の事業区分、農業水路等長寿命化・防災減災事業では、豪雨により被災した新井山川の改修を行うもので、旅費では、事業にかかる打ち合せとして1万1千円を計上。

委託料では、新井山川の耕作橋にかかる橋梁設計のため、長寿命化・防災減災事業設計業務としまして300万円を追加。

工事請負費では、新井山川の水路線形を変更し排水路の改修を行うことから改修延長を80mとし、新井山川長寿命化・防災減災工事2千万円を計上。

次のページの12款、2項、1目、農業用施設災害復旧費の事業区分、農業用施設災害復旧事業は6月19日および7月4日の豪雨により被災した西訓川、協成川、豊坂川の復旧を行うもので、旅費では、事業にかかる打ち合せとして9万2千円を計上。

委託料では、協成川300mの調査設計費750万円および豊坂川500mの調査設計費900万円で、合わせまして災害復旧事業調査設計業務としまして1,650万円を追加。

工事請負費では、西訓川積ブロック延長150mの護岸改修を行うことから、西訓川災害復旧工事2千万円を計上。

次に、3ページ戻りまして、歳入になります。

15款、2項、4目、農林水産業費道補助金では、被災した新井山川の改修にかかる農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金としまして1,380万円を計上。

6目、災害復旧費道補助金では、西訓川災害復旧にかかる補助としてしまして、農業用施設災害復旧費補助金1,300万円を計上。

その下の表の、18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整として4,580万3千円の追加。

一番下の表の、20款、5項、5目、雑入では、経営継承・発展支援事業補助金としまして、11名分の国負担分550万円を計上。

次のページの、21款、1項、2目、農林水産業債では、新井山川改修にかかる農業水路等長寿命化・防災減災事業に対する起債で過疎対策事業債の対象となりまして620万円を計上。

8目、災害復旧債では、西訓川の災害復旧事業に対する起債で農業用施設補助災害復旧事業債630万円を計上。

最後に、別に配布の資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思いますが、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にございますように38億5,616万5千円となっております。

資料2は、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますが、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、補正内容につきまして、説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。それでは、今、説明いただいた中で、若干、質問というか考え方をお聞きしたいなというふうに思っております。

まず、ページ言った方が分かりやすいかもしれませんが、農業経営確立補助金というか、その支援に関わることについて、ちょっと質問させていただきます。ページ数でいきますと農業経営確立事業に関わりまして、この中で今回、農地災害復旧助成事業補助金と降ひょう被害土づくり対策事業補助金という二つの予算が組まれておりますが、これについては、非常に評価をいたしているところであります。ぜひこのような形で災害に遭われた方、あるいは被災された方たちに対して十分な手立てをしていただきたいなという期待も持っております。あわせて、この関係でいきますと、このほかにもう一つ考え方として、いわゆる玉ネギの関係がほとんどなんですけれども、廃耕にされた方、あるいはまだやむを得ず残しながら今後の状況を見ながら廃耕にするか、あるいは、そのまま継続していくのかというふうなことを真剣に悩まれておられる方もいるようなことになっておりますが、その方たちに対して、この二つの予算のほかに、言ってみれば、かかり増し経費のようなものというのは当然出てきますんで、廃耕にするにせよ、残して継続して秋の収穫を迎えるということになってみても、今まで以上のかかり増し経費のようなものが当然見込まれるのではないかなというふうに思いますが、その全額をどうするこうするという議

論ではなくて、言ってみれば見舞金のような、被災にあたられた方たちに対してのそういう支援という考え方は今後持たれているのかどうか。

それともう一つあわせて、こういうことをやっていく上で、もう一つの質問なんですが関連して、非常にJAとの協議というのが大事になってくるのかなというふうに思っています。それで、そういう部分に対して、JAとの話し合いというか協議がされているのかどうか。あるいは今後に向けて、される必要性について、どう思われているのかも、この二つについてお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ただいま、工藤議員からご質問のありました5ページの農地災害復旧助成事業補助金および降ひょう被害土づくり対策支援事業補助金、そのほかに今後のかかり増し経費について、どういった支援を考えられているのかというようなご質問でした。

この部分につきましては、この二つの今回提案させていただいている対策について、7月15日に農業者の方に説明会を予定しております。その場で、この二つの対策を説明した上で、今後どのような、そこで要望が出てくるのかということも伺いたいと思っております。基本的にかかり増し経費の検討というのは、今、私どもの方では、これ以上のものは正直言いまして進めておりません。しかし、この年内の玉ネギの経営の生産とかが終了するときに、どういった影響が出ているのかということ踏まえまして、今後の対策は9月の定例会か12月の定例議会で提案をまた諮<sup>はか</sup>りたいと思っておりますし、それが見舞金という形になるのか、資金を走らせて利子補給とか、そういった形になるかどうかは、今のところは言及できませんので、ご理解いただきたいと思っております。

また、もう一つのご質問でした、これらの対策について、JAとの協議というのは一体どうなっているのかというご質問でしたけども、今回の6月18、19の被害の発端からJAと協議を進めてまいりました。JAではJAができる玉ネギの部分の支援ということ打ち出すということで伺っておりますし、そういった上で今回提案させていただいた、先ほどの施策というのを役場で提案させていただいております。今後につきましても、7月4日にもまた被害を受けましたし、そういった絡みでJAと協議しながら今後、年末に向けてどういった対応がとれるかというのは、随時やっていくような形でお互い連携をとるということで確認しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。2、3お伺いをしたいと思います。ページで言えば5ページでありますけども、農業経営確立事業で二つの補助金を用意されようとしております。この二つですね、内容については、もちろん賛成させていただくんですけども、先日、投票所で何人かの農業者に声をかけられまして、やはり非常に町の支援を気にされている訳です。それで、それともう一方、スピード感が求められるというようなお話もありましたんで、この予算、補正予算ですので、この二つの補助金に対してどのような、申請主義だと思いますんで、どのような周知がされ、どのような事務の流れ、迅速な流れをして応援がされていくのかを、その点だけをまず1点聞きたいと思っております。

次に、5ページですけども、5ページ、6ページに関わって、新井山川、それと西訓川、

非常に被害を受けられて補正があげられてきている訳ですけども、資料にもありますように多くの箇所被害を受けて、手当がもうされていると。されつつあると思いますけども、これら現行の予算の中でほかの地区は対応できたのか、それともか、今後またこのような補正、工事も伴う、設計工事を伴うような事案というか事例が出てくるのか、その方向性だけを2点目にお伺いをしたいと思います。

それと今、工藤議員の質問もありましたように、今後の支援について質問があり、今、課長から答弁があった訳ですけども、非常に今まで私は経験したことがないぐらい、いろんな声が届いているんですね、それで全員協議会でも私はお話しましたが、やはり2弾、3弾の支援を農業者は待っているし。それもスピード感をもって期待をしてる訳ですよ、それで9月、12月ということでありましたけども、例えば、目の前で、私の家の前では廃耕、私の貸している土地でもあるんですけども、廃耕して2度、トラクターが入りましたね。それで終わるのかどうかも含めて、非常に経費が、目の前の経費がかかっている訳ですよ、燃料費だったり、それとその後にくる肥料だったり、ひょっとしたら薬だったりということがありますんでね、このエンバクだけで終わるということは、私はちょっとあれなんで、検討されるという答弁でしたけども、スピード感をもってですね、早く農業者の声を聞いていただきたいと思います。聞いて何かを考えるのか、案を作ってみんなと相談していくのかでまた違ってくると思いますんでね、その辺を今後について、ちょっと工藤さんの質問とダブって申し訳ないけども、スピード感というところに力点を置きながら答弁をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） まず最初の質問ですけども、5ページ、二つの補助金について、今後の執行とか、そういった部分のスピード、事務の流れについて、ご質問がありました。これについては、先ほども工藤議員の回答でちょっと申し上げたとおり、7月15日に説明会をやります。そこから事業の取りまとめというのをやっていきます。緑肥に関しましては、玉ネギの廃耕という部分は、おそらく7月中旬ぐらいまでに廃耕するかしないかというところが決まってくると思いますので、そこまでに農業者を対象としますけども、JA組合員の方は農協を通じて上げていただいて、そうでない方は個人で上げていただくような形で申請を上げていただきまして、書類等を確認できれば速やかに助成金を支払うという形で考えております。

もう一方の農地災害復旧助成事業については、同じスタンスでは始まってまいりますけども、基本的に災害箇所の確認とか遡及して工事をやってもいいというような中身で7月15日には出していきますので、そういったことから被災を受けたほ場の状況によって、すぐ手立てするのか、収穫物をあげてから復旧するのかということの大きく二つぐらいに分かれてこようかと思います。これにつきましては、今のところはっきりとした期限はまだ出ておりませんが、終わったところでは、概算払いができるような形で考えておりますし、秋以降になってくるというようなことであれば、やっぱり年末とか、そういった形でのお支払いをするような形になろうかと思います。これについても農協の組合員の方は農協の方で代理申請、代理事業ができるような形で制度設計を図っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続いてのご質問で、西訓川、新井山川の災害復旧とかの手立てを5ページ、6ページで

提案いたしました。これにつきましては、ちょっと別のページを見ていただきたいところがあるんですけども、今日お配りした資料の中で、資料1の裏面にページ番号は出てまいりませんが、投資的事業の資料が載っていると思います。こちらの事業の部分で上半分が長寿命化なので、これが新井山川になります。下半分が西訓川になります。専決も含めまして、今回の提案しているやつが一番、これが三つぐらいに分かれてまして、専決でやった分、今回変更分、変更が反映された分となっております。とりあえずこの二つということで災害復旧をかけていくんですけども、それ以外に7月4日に豊坂川と協成川、それもこの災害復旧で今回設計をみているところです。そこの流れでいけば豊坂川と協成川につきましては、次回、9月議会で工事本体の費用を補正させるような形でいきますし、山田議員がほかに言われてた手立てをしてあるような部分というのは、専決の部分で上げさせていただいている費用でほぼ賄える部分ということで考えておりますし、ただ、7月4日の追加で被災した部分まではここの中では見込んでおりませんので、またそれは別途提案させていただきたいということで考えております。

最後に、今回、私どもで用意した二つの農業者向けの助成事業、これ以外の2弾目、3弾目の助成をスピード感をもってやっていただきたいということでありますけども、先ほどの工藤議員の答弁とも被りますけども、7月15日の中で意見交換もしながら、これについては早急に検討をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 山田です。ありがとうございます。よく分かりました。一つ目のエンバクなり農地への補助金の関係ですけども、JAの組合員はJAを通して、それ以外は周知をしながら直接、申請主義ということでございますけども、被害を受けたところはもう把握されて、大体されているはずですので、遺漏のないように、お忙しい、いろいろバタバタしている農業者もおられるかもしれないので、遺漏のないように対応をお願いしたいと思いますし、その確認が一つであります。

それと3点目の2弾、3弾については、7月の中旬に行われる説明会を通じて直接ですね、農業者と向き合って把握をしていくということでございますけども、もちろん生の声を聞いて政策に反映していくことは、もう基本中の基本だから大変結構だと思うんですけども、2弾、3弾、やるってことで私は受け止めて今、答弁を聞いてましたけども、これで終わらないということで理解してよろしいか。この2点をしつこいようですけどもお願いします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、ご質問のあった二つ、エンバクの部分につきましては、被害状況については、おおむね把握しております。そういったことから、農協の組合員の方、そうでない方、遺漏のないように抽出するような形で進めてまいりたいと思ますので、その部分については理解いただきたいと思ます。

2点目、3点目、これにつきましては、今ここで明言するということは差し控えさせていただきますけども、基本的に今、選挙が終わりまして、国からの資材高騰とかの対策も打たれるということで報道が出ております。その補助事業と重複のないような部分とい

うのを一つは検討していかなきゃなんないとの視点がありますので、そこに町費を投入するのかというような部分もあります。そういったことでスピード感のあるものは必要であれば検討していかなきゃならないんですけども、そこで今ちょっとはっきりとしたことが明言できないのが実態ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

1 番、余湖龍三君。

○1 番（余湖龍三君） 1 番、余湖です。反対討論させていただきます。

事前の全員協議会の中でもお願いしました。私は降ひょう被害の土づくりに対してのお願いとして、町から提案されたのは、種に対する補助金ということで、今回きちんと予算が載ってますけども、やはり先ほど質問の中にも出てましたが、今後の土づくりのためのハエとかの関係の葉の関係、ならびにロータリーをかけている方もいますけども、それを1度で済ますのか、2度で済ますのかの燃料費の関係。これについては、やはりお金さえかければ必要なことで次年度に向けたきちんとした対策になるんじゃないかと思います。このことについて、やはり全額補助とかそういうことじゃなくて、なんぼかでもきちんとした予算組みをした中で、安心して来年のための土づくりのためにロータリーにしろ葉にしろやってもらうということを考えると、やはり予算のこの段階で予算は組んでもらうべきじゃないかと思いますので、やはり玉ネギをつぶす、すき込んでしまうという方はもうきちんと決まっていらっしゃると思いますし、ましてや一部の方になりますので、この方は本当に災害弱者ということになります。この方々に対して補助を組めないようでは、やはり町としても力不足じゃないかと思います。特に玉ネギ農家の方に対しては、今まで本当に税収の中の大きな部分を支えていただいた大事な存在で、次年度に対しても、これからに対して頑張ってもらうためには、今その補助金を入れた新たな予算組みをして提案していただきたいと思いますので、今回の提案には反対させていただきます。

以上。

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

5 番、西山由美子君。

○5 番（西山由美子君） 5 番、西山です。余湖議員の反対討論、その内容は分かりますけれども、先ほどから担当課長の説明の中にありましたように、やはり生産者の声を聞くということ。それが行政の最も大事な仕事でありますし、その予定として7月15日に説明会を開いていく中で多くの生産者の声を拾うということですので、まず生産者がやはり自分たちの作物、それから農業の政策に対して、やっぱりしっかりと意見を言って、そこを拾って、その中でやっぱり予算を立てていくということが大事なんじゃないかと思いますので、今の段階では、この事業には賛成したいと思います。

○議長（須河 徹君） 次に、反対討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 次に、賛成討論ありませんか。

9番、工藤弘喜君。

○9番(工藤弘喜君) 9番、工藤です。それでは、賛成討論ということでしたと思います。

先ほど西山議員の討論の中でも言われてましたけれども、まずは今回この提案されたことについては、やはり急ぐというか、まずこれを先にやりながら、先ほど課長が言われたように、7月15日の全体の会議の中で、いわゆる説明会の中で直接的な生産者のいわゆる被害に遭われた方々の声も聞きながらやっていくというのは、やっぱり筋としては間違っていないのかなと思います。その背景というのは、やはりなかなか、例えば玉ネギだけに限っても、やはりこういうものというのは、お互いの理解を本当にこう必要になる部分というのあると思うんですよね、同じような生産者でも、いわゆる被害に遭われた方、あるいは被害の程度の問題もありますし、だからその部分も含めて、やはりこういう事業をやることによって分断するようなことのないような、お互いに理解し合えるような、納得し合えるような形をやっぱり十分とすることも非常に大切なやり方ではないかなというふうに思っているところです。そういう面でいけば、先ほど言われたような説明会の中で声も拾いながらいくということとあわせて、この先の答弁の中でも、先の方に向けてもまったくすべてないというふうに否定している訳でもありませんので、そういう部分については期待をしながら、まずは進めていただきたいということが一番大きな賛成討論の中身であります。

○議長(須河 徹君) 3番、山田日出夫君。

○3番(山田日出夫君) 3番、山田です。賛成したいと思います。

この賛成討論はですね、補正予算に対しての賛成か反対ということでもありますから、第1弾としての内容については、何ら反対するものではないということでもあります。

余湖議員の言ったことと私の言っていることは、ほとんど私の考えは大体一緒だと思いますけども、この予算案に対しての議論ですから賛成をするということでもあります。

それともう1点、性格がしつこいですから、またちょっと触れて終わりたいと思いますけども、全員協議会の説明でも、あえて確認の意味でも今日も私、似たような質問をしたけども、町長の補助機関である農林商工課長がきちんと今後の流れを明確に、私は明確に答弁されたと思って評価してますけども、7月の半ばでの農業者との打ち合わせというか声を聞くこと、それと必要だったら国の補助も含めて、また町単費も含めて必要ならば対応を否定してる訳ではありませんのでね、期待も込めて今日はこの補正予算に賛成をしたいと思います。

○議長(須河 徹君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(須河 徹君) 賛成挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和4年第2回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後10時35分